

○委員（下深迫孝二君）

主要な施策の成果の80ページです。ここにイノシシやアナグマとかが、平成27年度中の具体的措置ということで書いてあるのですが、ほかは、霧島、牧園、横川、溝辺は別々書いてあって、国分、隼人、福山というのは、まとめて記載してあるのですが、これは頭数が少ないからまとめて記載していらっしゃるのか、どうなっていますか。その地域の頭数がわからないのですけれど。

○林務水産課長（石原田稔君）

国分、隼人、福山と書いてありますけれども、これは捕獲隊ごとの集計でございます。国分、隼人、福山につきましては、霧島中央捕獲隊ということでなっております。現在は一つに統一されて、霧島市捕獲隊となっております。

○委員（下深迫孝二君）

なぜお尋ねしたかということ、例えば国分で何頭捕獲したのかなと。お陰様で最近イノシシがちょっと減ってきているんです。ですから、そこら辺が分かればと思ったんですけれど、捕獲隊が一緒ということで、地域別には分からないということによろしいわけですね。

○林務水産課長（石原田稔君）

そのとおりでございます。

○副委員長（植山利博君）

平成27年度の捕獲実績がそれぞれ示されています。来年も継続して事業をされると思うのですが、あとどれぐらいの頭数を除去しなければならないという見込みをお持ちですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

現在も例年増えてはいるんですけれども、同じような形で当分の間はやっていきたいと。国の補助事業の予算配分もございますので、そのように思っております。

○委員（宮内 博君）

下深迫委員の質問では、それぞれの捕獲隊が捕獲をした頭数については分からないということですが、集計をしているはずなんですよ。お尋ねしたいのは、捕獲隊のグループの数とそれぞれの人数が、どうなっているのか紹介してください。

○林務水産課長（石原田稔君）

五つの班がございまして、中央班、溝辺班、横川班、牧園班、霧島班というふうになっております。

班	銃	わな	重複	実人員
中央班	64	80	38	106
国分	37	47	25	59
隼人	22	19	11	30
福山	5	14	2	17
溝辺班	24	19	8	35
横川班	18	32	12	38
牧園班	21	42	13	50
霧島班	7	25	4	28
合計	134	198	75	257

平成28年4月1日現在

○委員（宮内 博君）

中央班の実績が、イノシシが520頭、アナグマが195頭ということで報告をされておりました、総額で3,173万8,000円ということであります。1頭当たりの補助金は、イノシシ、シカ、アナグマそれぞれ幾らになっていますか。

○林務水産課長（石原田稔君）

捕獲報償費につきましては、イノシシが1万2,000円で市が4,000円、国が8,000円でございます。ニホンジカにつきましては同じく1万2,000円で市が4,000円、国が8,000円。アナグマは4,000円で市が3,000円、国が1,000円となっているところでございます。

○委員（宮内 博君）

それぞれの捕獲隊員の人数も紹介をされたんですが、もっとも多額の報償費を受けた方の金額は幾らになりますか。

○林務水産課長（石原田稔君）

平成27年度実績では、一番多い方がイノシシ85頭、アナグマ、タヌキ44頭などでございまして、132万5,000円でございます。

○委員（宮内 博君）

もう一度お願いします。

○林務水産課長（石原田稔君）

イノシシ85頭と、アナグマとタヌキで44頭でほかにも捕獲をしているようですが、把握していません。

○委員（宮内 博君）

イノシシ85頭、アナグマ44頭で合計すると130頭ぐらいを、一人で捕獲していると。これは技術的に可能なんですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

実際、捕獲をされているということで可能だと思っております。

○委員（宮内 博君）

猟友会からは、これは不自然だと。あまりにもこの多額の報償費を受け取っているのではないかという直接の申入れがありましたよね。その方たちの話では、いわゆる本来、報償費の対象になっていない期間中に捕獲をしたものを、報償費対象の期間中に提出をして受けているのではないかという、直接の抗議もあったわけです。そここのところの検証が非常に大事になってくるのではないのかなと。場合によっては、補助金の不正請求ということにつながる事案だというふうに思うのですが、どういうふうに検証をされるのでしょうか。

○林務水産課長（石原田稔君）

平成28年度につきましては、写真等でも確認を意味するわけですが、ちょっとおかしいよというような写真もございましたので、それについては、本人とも話をしまして除いているところでございます。この国の緊急捕獲対策事業が、平成25年7月から行っているわけですが、平成27年度につきましては、写真で同じような形で確認をしているところでございます。またその辺の状況を見ながら、捕獲隊の方々とも協議をしたいというふうに思っております。

○委員（宮内 博君）

実際に、7、8人のグループでその現場に行って捕獲するとしても、イノシシでもせいぜい1日2頭ぐらいだろうということでありました。それで、一人でこれだけの数で、報償費を受けていると

いうことは、あまりにも不自然だというのが、その抗議の内容でもあったわけです。現在、写真で確認をしている平成27年度についても、作業の途中だということでもありますから、その結果がどういうふうになったのか、議会のほうにも当然知らせていただかなければいけないことであり、結果いかによっては、さらに問題が大きくなる可能性があると思いますけれど、そここのところをきちんと報告をしていただくことは確認できますか。

○林務水産課長（石原田稔君）

今、委員がおっしゃったように、確認をしっかりと致します。ただ、捕獲物として確認をしているわけございまして、その辺がどうなのかというような聞き取りもしたいと思っております。この捕獲事業につきましては、市の担当者が捕獲現場に直接赴きまして、実際に捕獲したか確認をとるようになっているわけですが、それがなかなか難しいということございまして、このように写真ということでやっているわけですが、この点につきましても、しっかりと検証をしたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

国分、隼人、福山にはアナグマがいますよね。溝辺と横川にはイノシシとニホンジカだけが記載してあって、アナグマが無いのだけれど、あちらにはアナグマはいないのか、4,000円と安いから捕獲しないのか、どちらですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

アナグマは実際います。ただ、ここの書き方としては、国分、隼人、福山はニホンジカが捕獲されていないものですから、アナグマを記載したということございまして、他の地区にアナグマがいなかったというわけではございません。全体的にアナグマも増えてきている状況でございます。

○委員（岡村一二三君）

主要な施策の成果の80ページの鳥獣被害防除の関係を同僚議員から質疑がありました。それについては、いろいろな話が聞こえております。写真は付けてあると思いますが、猟期中に団体で捕獲したものを、しっぽと耳を出すことになっている関係上、それを冷凍しておいて、例えば同じ1頭のイノシシを裏表ひっくり返して写真を撮って、耳やしっぽはそれに合わせて出しているという話は聞こえておりますので、もうちょっと正確にやっていただきたいということです。なぜかというと、県の補助金が足りなくなったというようなことで、まじめに報告していらっしゃる方は、まだ市の配分の4,000円しかないわけなんですよね。つまらない話が生まれないように、人間性も分かっていると思いますので、ちゃんとそこをやっていただきたい。その通報は特定の名前で来ていると思います。ちゃんとやっていただきたいということを申し上げておきます。私の質問は、この有害鳥獣防除に関する補助金なんだけれども、猟期中の猟区内を有害駆除を出している。例えば、具体的に言うと、平成27年度のことなんですけど、牧園では猟期中に有害駆除を出していると、猟の仲間から聞いているわけなんですけど、猟期中に猟区内の有害鳥獣駆除をさせること自体が、私はナンセンスだと思うんですけど、実態があったと思うんですけど課長どうですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

猟期中の捕獲指示ですけれども、保護区については猟期には入れないのですけれども、その中で被害があるという捕獲依頼が来た場合は、捕獲指示を出している状況でございます。各総合支所でも取扱いが若干異なるところが、実際はあるようすけれども、そのような形で、今、指示を出しているところでございます。

○委員（岡村一二三君）

保護区の話ではなくて、なぜ猟期中に苦情が出ているのかという話なんです。保護区は当然分かりますよ。一般猟区の中でシカが多いからとかという話で出されていたと思いますよ。それはタブーだと思いますよ。指示許可を出すほうがおかしいとおもいます。そうではないですか。そこまでして捕獲をしてもらわないといけないのですか。猟期中であればだれでも捕獲できるわけですので、もらえばいいわけですから。実態は御存じではないですか。

○林務水産課長（石原田稔君）

霧島中央班につきましては、保護区に限りということを出しているわけですが、総合支所ではどうなっているか確認したいと思います。

○林務水産課長（石原田稔君）

岡村委員の質問のお答えいたします。まず、牧園で猟期に捕獲指示を出しているのではないかとということでございますけれども、委員がおっしゃったように、平成27年11月と12月に指示を出しているようでございます。林務水産課としては、出さないようにというように各総合支所のほうにも通達をしたのですけれども、やむを得ず出したというようなことでございます。狩猟捕獲と有害鳥獣捕獲が、同一の狩猟者であるということから、そういう矛盾もございまして、今後はそのようなことで徹底したいと思っております。